

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 ワーキンググループ 開催要綱

1. 趣旨

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（以下「検討会」という。）の下に開催される会合として、生活困窮者自立支援のあり方についてより詳細な検討を行い、論点整理の素案を検討会に報告することを目的として開催する。

2. 検討事項

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して、以下2点に留意して検討を行い、論点整理の素案を作成する。

- ① 平成30年改正の改正事項を中心に、法に基づく各取組の実施状況や課題等を把握・分析した上で、さらなる支援の強化に向けた対応を検討する。
- ② 新型コロナウイルス感染症等の影響を把握・分析し、支援対象者像の変化や支援ニーズの変化などの新たな課題への対応を検討する。

3. 構成等

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会の運営

- (1) 本WGは、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本WGにおいては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) 本WGの議事については、別に本WGで申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本WGの会議資料及び議事録については、別に本WGで申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) 本WGの座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本WGにおける検討を促進するため、本WGにおいて「生活困窮者自立支援制度における各事業の在り方検討班」及び「生活困窮者自立支援制度における横断的課題検討班」を開催するものとする。
- (6) 本WGにおいて検討された事項は、本WGの座長がとりまとめ、これを検討会に報告する。
- (7) その他、本WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (8) 本WGの庶務は社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室において行うものとする。

(別紙)

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 ワーキンググループ 構成員名簿

【生活困窮者自立支援制度における各事業の在り方検討班】

青砥 恭	NPO 法人さいたまユースサポートネット 代表
岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部 准教授
垣田 裕介	大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授
坂入 純	茨城県保健福祉部福祉指導課 主任
新保 美香 ※	明治学院大学社会学部 教授
鈴木 寛之	豊島区保健福祉部福祉総務課自立促進グループ 課長補佐
鈴木 由美	NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば 事務局長
高木 哲次	企業組合伊丹市雇用福祉事業団 代表理事
立岡 学 ※	一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行 常務理事 NPO 法人ワンファミリー仙台 理事長
中森 順子	生活クラブ生活協同組合・東京、府中市家計改善支援員
林 星一	神奈川県座間市 福祉生活援護課長
村木 宏成	社会福祉法人愛生会 副理事長
守屋 紀雄	堺市社会福祉協議会地域福祉課 課長補佐

【生活困窮者自立支援制度における横断的課題検討班】

朝比奈 ミカ ※	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
穴澤 義晴	特例非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター 理事長
尾崎 園子	京都府健康福祉部地域福祉推進課 参事
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部 准教授
五石 敬路 ※	大阪市立大学大学院都市経営研究科 准教授
谷口 仁史	認定 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事
名嘉 泰	沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県自立相談支援事業統括責任者
中島 将	長野県社会福祉協議会相談事業部 主任企画員
藤森 克彦	日本福祉大学福祉経営学部 教授
前嶋 弘	社会福祉法人みなと寮 救護施設こうせいみなと施設長
間海 洋一郎	福井県坂井市福祉総務課 生活保護 SV 主任
松嶋 まゆみ	鳥取県北栄町福祉課生活支援室 室長

(五十音順・敬称略)

※ 論点整理検討会との兼任